

### 3 小学校、中学校、高等学校、幼稚園教諭免許状の取得方法（別表第1）

別表第1による小学校、中学校、高等学校、幼稚園教諭免許状の取得には、下記の（1）～（5）の修得が必要です。

#### （1）基礎資格（法別表第1の第2欄）

種類	基礎資格
専修免許状	修士の学位を有すること
1種免許状	学士の学位を有すること
2種免許状	短期大学士の学位を有すること

※ 高等学校の2種免許状はありません。

#### （2）施行規則第66条の6に定める単位

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」の4科目について各2単位が必要です。

#### （3）介護等体験特例法に定める介護等体験（小学校又は中学校のみ）

平成10年4月1日以降大学等に入学する者は、介護等体験特例法が適用されるため、「特別支援学校及び文部科学省が定める社会福祉施設」での7日間の介護等体験が必要となります。

対象者は、免許取得の申請の際、学校長・社会福祉施設長の証明書の添付が必要です。

#### （4）大学等での所定単位（法別表第1の第3欄）

	区分	教科及び教職に関する科目	
小学校	専修	83（※ア）	内訳については 次頁参照
	1種	59（※イ）	
	2種	37	
中学校	専修	83（※ア）	
	1種	59（※イ）	
	2種	35	
高等学校	専修	83（※ア）	
	1種	59	
幼稚園	専修	75（※ア）	
	1種	51（※イ）	
	2種	31	

※ア 専修免許状に必要な科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に必要な科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得することが必要です。

※イ 1種免許状に必要な科目の単位数のうち、2種免許状取得のために必要な単位数分は短期大学の課程において修得することができます。その場合、残りの単位数については短期大学の専攻科の課程において修得する必要があります。

(5) 教科及び教職に関する科目 (施行規則第2～4条)

令和4年4月1日以降入学者用

科目名	学校種・種類	小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	幼稚園教諭			
		1種	2種	1種	2種	1種	1種	2種		
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項		3 0	1 6	2 8	1 2	2 4		
		教科に関する専門的事項 ※ア ※イ ※ウ								
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) ※エ ※オ ※カ ※キ ※ケ									
	領域および保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 ※ク								
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) ※ケ							1 6	1 2		
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0	6	1 0	6	1 0	1 0	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)								
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)								
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※1単位以上必修								
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) ※コ										
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 ※サ		1 0	6	1 0	6	8	4	4
		総合的な学習の時間の指導法								
		特別活動の指導法 ※ケ								
		教育の方法及び技術 ※シ								
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※1単位以上必修 ※シ								
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ※コ ※シ								
		生徒指導の理論及び方法 ※ス								
		幼児理解の理論及び方法 ※ス								
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法								
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習 (事前及び事後の指導1単位を含む。) ※ソ		5	5	5	5	3	5	5
		教職実践演習		2	2	2	2	2	2	2
第6欄	大学が独自に設定する科目 ※タ		2	2	4	4	1 2	1 4	2	
合 計			5 9	3 7	5 9	3 5	5 9	5 1	3 1	

( ) 数字……施行規則第4条表備考第9号又は第5条表備考第5号の適用者が第3～5欄において修得すべき単位数です。(科目の内訳について指定はありません)。この場合、通常修得すべき単位数との差分は「教科に関する専門的事項」において修得してください。また、「各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)」は1単位が必修となります。

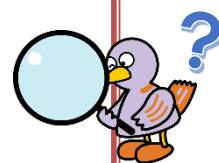
□ 数字……この単位数を上限として、他の学校の教員免許を取得したときに修得した単位を流用できます。

・特に指定が無い場合、各科目に含めることが必要な事項を全て含めて該当欄の単位を修得してください。

- ・専修免許状を取得する場合、上記の表に定めるそれぞれの1種免許状に必要な科目の単位に加え、「大学が独自に設定する科目」（上記の表に定める科目に準ずる科目を除く。）について、24単位を、大学院又は大学の専攻科の課程で修得してください。
- ※ア 小学校の場合の教科に関する専門的事項は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）のうち1科目以上を修得してください。
- ※イ 中学校の場合の教科に関する専門的事項は、施行規則第4条に定める各科目（「18 教科に関する専門的事項の修得内容」参照。）の全てにわたり、一般的包括的内容を含んで修得してください。
- ※ウ 高等学校の場合の教科に関する専門的事項は、施行規則第5条に定める各科目（「18 教科に関する専門的事項の修得内容」参照。）の全てにわたり、一般的包括的内容を含んで修得してください。
- ※エ 小1種の場合の各教科の指導法は、10教科（国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。））について各1単位以上修得してください。
- ※オ 小2種の場合の各教科の指導法は、6教科（音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む。）以上について各1単位以上修得してください。
- ※カ 小学校の免許を受ける場合、生活の教科の指導法にあつては2単位まで、特別活動の指導法にあつては1単位までは、幼稚園の「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を流用できます。
- ※キ 中1種の場合「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は8単位、中2種の場合は2単位、高1種の場合は4単位が必修です。
- ※ク 領域に関する専門的事項は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上を修得してください。  
ただし、平成31年4月1日より前に幼稚園教諭免許の課程認定を受けた大学に、令和4年度までに入学し、在学中に小学校の「教科に関する専門的事項」（社会科、理科、家庭科、外国語を除く。）の単位の修得した場合、当該事項の修得とみなすことができます。
- ※ケ 保育内容の指導法の半数までは、「小学校の各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「特別活動の指導法」の指導法の単位を流用できます。
- ※コ 小学校又は幼稚園の場合、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の合計で2単位（2種は1単位）まで幼稚園又は小学校の単位を流用できます。ただし、□数字による流用とは併用できません。
- ※サ 小学校又は中学校の免許状の取得には、「道徳の理論及び指導法」の単位（専修又は1種の場合は2単位、2種の場合は1単位）の修得が必要です（高等学校・幼稚園の場合は含められません）。
- ※シ 小学校・中学校・高等学校の免許状を取得する場合は、「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含めることが必要です（幼稚園の場合は含められません）。  
幼稚園の免許状を取得する場合は、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を含めることが必要です（小学校・中学校・高等学校の場合は含められません）。
- ※ス 小学校・中学校・高等学校の免許状を取得する場合は、「生徒指導の理論及び方法」を含めることが必要です（幼稚園の場合は含められません）。  
幼稚園の免許状を取得する場合は、「幼児理解の理論及び方法」を含めることが必要です（小学校・中学校・高等学校の場合は含められません）。
- ※セ 幼稚園の場合の第4欄の単位は、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「幼児理解の理論及び方法」、及び「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」の3事項について修得してください。
- ※ソ 2単位（高等学校においては1単位）まで、学校体験活動（施行規則第2条表備考第8号）の単位を含むことができます。ただし、単位の流用とは併用できません。
- ※タ 大学が独自に設定する第2～5欄の科目に準ずる科目、又は第2～5欄の科目から修得してください。

**<単位の流用とは>** 教員免許を所持する方が新たに別校種の免許取得をする場合、所持する免許のために修得した単位のうち一定数を、これから取得したい免許の単位数に充てることで、履修すべき単位を軽減することができます。この制度を「単位の流用」といいます。

例：小中学校の認定課程を有した大学で中学校免許を取得した方が、小学校免許を取るために教育実習の単位を流用した場合、流用単位は上限3単位なので、残り2単位は新たに教育実習を受ける必要があります。ただし、臨時免許状を用いて、2年間小学校で教員として勤務した経験があれば教育実習は不要、その2単位分を第2欄（指導法のみ）、第3欄又は第4欄に振り替えて取ることができます。



#### 4 特別支援学校免許状の取得方法（別表第1）

別表第1による特別支援学校教諭免許状の取得には、下記の（1）～（2）の修得が必要です。

##### （1）基礎資格（施行規則第7条）

種類	基礎資格
専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること
1種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること
2種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること

##### （2）特別支援教育に関する科目（施行規則第7条）

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	最低修得単位数					
				2種		1種		専修	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			2		2		2	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	4	1	8	1	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		2		2	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体、又は病弱	1	2	1	4	1	4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		2		2	
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	全域	3		5		5	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		全域	3		3		3	
		特別支援教育に関する科目*						24	
		合計		16		26		50	

- ※ 専修免許状の欄の「特別支援教育に関する科目\*」は、大学院又は大学の専攻科で修得してください。
- ※ 第2欄に掲げる科目の単位は、授与を受けようとする特別支援教育領域ごとに、「中心となる領域」として開設されている科目を修得してください。
- ※ 第3欄に掲げる科目の単位は、授与を受けようとする領域以外の全ての領域と、重複LD等の領域から修得してください。
- ※ 所持している特別支援学校教諭の免許に新たな教育領域を追加しようとする場合は、第2欄において当該領域の科目を修得してください。詳しくは、教職員採用課にご相談ください。
- ※ 第4欄に掲げる科目の単位は、特別支援学校での教員経験をもって、他の科目に振り替えることができます。また、1単位まで学校体験活動の単位を含むことができます。